

船舶インシデント調査報告書

平成29年8月24日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（絡索）
発生日時	平成28年11月30日 02時00分ごろ
発生場所	福井県坂井市安島岬 ^{あんとう} 北西方沖 雄島灯台から真方位301° 16.1海里付近 (概位 北緯36° 23.5′ 東経135° 50.1′)
インシデントの概要	漁船第五十八田井丸 ^{たい} は、操業中、引き綱が推進器に巻き付き、運航不能となった。
インシデント調査の経過	平成29年1月23日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 第五十八田井丸、19トン FK2-2183（漁船登録番号）、個人所有 第251-16103号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 東北東、風力 3、視界 良好 海象：海上 平穏
インシデントの経過	本船は、船長ほか4人が乗り組み、底びき網漁の操業中、網入れを終えて最初に投入した引き綱の位置を示すタルの付近で、機関を後進にかけて同タルに接近した。 船長は、船尾配置の甲板員から引き綱が推進器に絡んだ旨の報告を受け、船尾付近を点検したところ、引き綱が推進器に巻き付いている状況を確認した。 本船は、主機の運転ができなくなって僚船にえい航され、福井県坂井市三国漁港に戻った。
分析	本船は、底びき網漁の操業中、引き綱が推進器に巻き付いたことから、主機の運転ができなくなり、運航不能となったものと考えられる。
原因	本インシデントは、夜間、本船が、底びき網漁の操業中、引き綱が推進器に巻き付いたため、主機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。